

(議長)

次に環境住宅課所管の予算ならびに関連議案について、補足説明を求めます。

「環境住宅課長」

(環境住宅課長) (港湾整備事業特別会計 補足説明)

よろしくお願いたします。平成25年度の環境住宅課所管に関わる一般会計予算について説明いたします。

はじめに歳出から説明申し上げます。環境住宅課所管分につきましては予算書につきましてははですね、42ページから45ページ、5目の財産管理費。46ページの7目、交通安全対策費。それから8目、住民運動対策費。54ページから57ページの社会福祉施設費。62ページの2目、児童福祉施設費。64ページから67ページの1目、保健衛生総務費。68ページの環境衛生費。80ページの7目、自然公園管理費。84ページから87ページの3目、都市公園管理費。それから86ページから89ページの6款、住宅費でございます。

それでは主な事務事業につきまして、予算資料に基づいて説明いたします。

予算資料7ページをお開き下さい。19番から28番までが財産管理費でございます。20番、役場庁舎高圧開閉器改修でございますけれども新規事業で役場庁舎の電気保安上の作動不良によりまして、改修工事を計上してございます。

25番、各種財産管理でございますけれども562万8千円を計上しております。比較しましたら前年度対比で207万が増額となっております。増額の主な要因につきましては新規事業で平成24年度まで直営で実施して参りました草刈でございます。町営住宅だとかですね、あのあと学校跡地の草刈の草刈を民間等へ、委託するということの計上でございます。

26番、南が丘旧教職員住宅の解体です。新規事業で老朽化に伴う解体工事を計上しております。

27番、江差高校入口バス待合所改修でございます。新規事業で老朽化による外壁等の改修工事を計上してございます。他の事務事業につきましては前年と大きく変わっておりませんので割愛をさせていただきます。予算総額717万2千円で前年比647万8千円の増となっております。

次に予算資料8ページをお開き下さい。37番と38番の交通安全対策費です。事務事業の内容は前年と大きく変わってございません。予算額は3009万6千円で前年度より7万8千円の増となっております。次に39番、40番、42番の住民運動対策費です。事務事業の内容は昨年とほぼ変わっておりませんけれども、予算額が346万6千円で前年度より77万円の増となっております。

次に予算資料9ページをお開きください。72番と73番の社会福祉施設費です。72番、集会施設屋根外壁補修でございますけれども新規事業で老朽化による柏町 母と子の家屋根外壁補修工事と、田沢憩いの家屋根補修工事を計上してございます。他の事務事業につきましては前年と大きく変わってございません。予算額は673万3千円で、前年度より266万3千円の増となっております。

次に103番と104番の児童福祉施設費でございます。103番、柳児童館補修環境整備でございますけれども、新規事業で老朽化している屋根外周等これフェンスでありますけれども補修工事を計上しております。他の事務事業につきましては前年と大きく変わってございません。予算額299万8千円で前年度より228万6千円の増となっております。

次に予算資料10ページをお開きください。108番から110番の保健衛生総務費です。108番の水道事業会計繰出金、水源開発対策につきましては前年と同額でございます。109番、水道事業会計繰出金、上水道高料金対策でございますけれども1億4,176万5千円で前年比4,772万4千円の増額。110番、南部桧山衛生処理組合負担金が1億5,513万7千円で前年比423万円の減額となっております。

次に131番から136番の環境衛生費です。131番、きれいな町づくり推進ですけれども新規事業でこれも平成24年度まで直営で実施しておりました。資源これ空き缶ペットボトル回収運搬業務及び134番のそ族昆虫駆除の中で害虫等駆除業務を、民間等へ業務委託料を計上しております。他の事務事業につきましては前年と大きく変わっておりません。予算額は1,034万9千円で前年度対比29万1千円の減額となっております。

次に12ページをお開き下さい。202番から204番の自然公園管理費です。事務事業の内容は前年と大きく変わっておりません。予算額は387万6千円で前年度より20万3千円の増となっております。

次に13ページをお開き下さい。225番と226番の都市公園管理費です。225番、都市公園トイレ改修ですけれども新規事業で老朽化している茂尻児童公園・えぞだて公園のトイレ改修工事を計上してございます。他の事務事業につきましては前年度と大きく変わっておりません。予算額は817万2千円で、前年度より395万2千円の増となっております。

次に228番から232番の住宅管理費です。229番柏町団地防風柵設置でございますけれども新規事業で昨年の暮れに発生した暴風雨等により老朽化している破損倒壊した防風柵設置工事を計上してございます。230番の柏町団地屋根板金葺替でございますけれども、平成24年度から26年度まで3ヶ年で年2棟の改善工事費を計上してございます。で、他の事務事業につきまし

では前年と大きく変わってございません。予算額は2,161万7千円で前年度より527万3千円の増となっております。

続きまして当所管課の条例設定及び条例一部改正につきまして説明を申し上げます。

はじめに議案書12ページの江差町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、説明を申し上げます。条例制定の趣旨につきましては平成23年度地域主権改革一括法の施行により、高齢者障害者等の円滑等の移動等の円滑化の促進に関する法律。バリアフリー新法の一部改正によりまして、これまで国が一律に定めていた公園等のバリアフリー化に関する構造基準等を条例で定めることに伴う条例改正でございます、条例制定でございます。

この条例の制定にあたっては条例制定後の構造物の設置等を行う場合については、公園施設の新設・増設及び改築を行う場合にバリアフリー化に関する構造基準等を条例に基づいて整備することと国の法律で定められたものでございます。

それではその定例会資料の36ページの条例制定の概要で説明申し上げます。主な条例制定の内容につきましてはお手元にありますけれども、基準の対象となる施設は園路及び広場・屋根付き広場・休憩所及び管理事務所・野外劇場及び野外音楽堂・駐車場・便所・水呑み場及び手洗い場・掲示板及び標識を第3条から第13条の条項のとおり特定公園施設の設置基準と定めるものでございます。概要の詳細につきましてはお手元のとおりとなっておりますので、説明は割愛をさせていただきます。条例施行は25年4月1日から施行でございます。

続きまして江差町都市公園条例の一部の改正する条例でございます。議案書の135ページのですね江差町都市公園条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。条例制定の趣旨につきましては平成23年度地域主権改革一括法の施行により、都市公園法の一部改正によりこれまで国が一律定めていた都市公園の設置基準を条例で定めることに伴う一部改正でございます。改正の内容につきましては定例会資料37ページから38ページの条例改正の概要でご説明申し上げます。現行の設置基準法を参酌し条例で独自に、基準を定めるものでございます。改正の条項につきましては第2条の2、2項の設置及び規模に関する技術的基準。住民一人当たりの都市公園の敷地面積標準。第2条の2、第3から4項の地方公共団体が設置する都市公園の設置及び規模の基準。第2条の3の公園施設の設置基準、都市公園に設ける公園施設の建設面積の基準及び特例が認められる公園施設の建築面積条項を新設するものでございます。概要の詳細につきましてはお手元のとおりとなっておりますので説

明は割愛をさせていただきます。この条例の施行は25年4月1日ということでございます。

次に議案書139ページの江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。条例制定の趣旨につきましては平成23年度地域主権改革一括法の施行により、公営住宅法において整備基準の条例委任に伴い事業主体における条例事項となったことから、条例の一部を改正するものでございます。定例会資料の42ページから43ページ改正の概要で説明を申し上げます。今回の改正は町営住宅の整備基準につきまして新規に条項を追加することございまして、改正条項は第3条2、2項から17項まで全て国の基準通り申請するものでございます。改正の概要詳細につきましてはお手元でございますので説明は割愛させていただきます。

次に第6条の入居者の資格の改正でございます。現行の町営住宅入居要件の丸1の同居親族の要件。丸2の収入要件、丸3の住宅困窮、丸4の暴力団でないこととなっておりますけれども入居条件の対象といたしまして、福島復興再生特別措置法に基づく、居住制限者を追加するものでございます。福島復興再生特別措置法に基づく特例につきまして同居親族要件と収入要件を不要とするということの改正でございます。

次に第7条の第2項の入居資格の特例でございます。要件は第6条と同様であり、福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者を追加するものでございます。

次に、第58条の駐車場の使用手続きでございますけれども、現行では使用決定通知後10日以内に書類提出ということで定められておりますけれども、以前の条例改正時に住宅申し込みから決定まで条項を準拠し、定めており申し込み及び決定通知後に改めて手続きをすることとなっていることから、許可決定以降に手続きが不要であることから58の全項を削除することでございます。条例の施行は25年4月1日からということでございます。

そして最後でありますけれども、議案書の145ページの江差町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてご説明をさせていただきます。条例制度の趣旨につきましては平成24年3月に「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」が改正され、鳥獣被害対策実施隊これ現有害鳥獣等従事資格者でございますけれども、への優遇措置が規定されました。狩猟税の軽減や狩猟所持許可更新に係る技能講習が免除になると、いうことございまして現在の有資格者は高齢化が進んでいるということも伴いまして。あと減少傾向にあるということからその防止と有資格者への増員を図る上で身分保障等を行いながら近年市街地にも、熊の出没が増加傾向にあるということも含めてですね、有害動物駆除体制を構築しながら迅速な対応を図っ

ていくということも含めて条例制定を行うものでございます。

定例会資料の51ページの条例制定の概要で説明を申し上げます。主な条例制定の内容につきましては第3条の実施隊の任命につきましては町長が任命するということを定めております。

次に第4条の実施隊員の報酬は「江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、支給する事を定めております。

次に第5条実施隊員への補償は、「町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき補償することを定めております。この条例も25年4月1日からの施行ということでございます。以上が条例制定及び条例の一部改正についての説明といたします。

最後に収入でございます。続きまして収入の方でございますけれども特に前年度と大きく変わってございませんので、割愛をさせていただきます。で最後です平成25年度江差町港湾整備事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。予算書の240ページをお開きください。平成25年度の歳入歳出予算総額は228万9千円で全体費で20万2千円の減額となっております。予算書242ページをご覧ください。最初は歳入でございますけれども1目の港湾センター使用料で228万9千円で前年度同額でございます。ハートランドフェリー会社の港湾センター使用料となっております。繰越金はございませんのですべて20万2千円は減額でございます。

次に歳出をご説明申し上げます。予算書の244ページをご覧ください。港湾センター管理費ですが、228万9千円を計上しております。前年度より20万2千円の減額となっております。事務事業内容につきましては前年度と大きく変わっておりません、以上でございます。よろしく願いいたします。

(議長)

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。「室井議員」

(室井議員)

はい、簡潔に。まず今回南が丘小学校旧教員住宅、解体費250万。予算計上されています、約250万。そしてこれ当然解体されたあとあの更地になるから販売ということになるのかなと活用はなかなか厳しいのかなと思ったりしていますけれども、それはそれとしてそれで私が今日是非提案したいことがあります。さきほど小野寺議員の質問にもありました。土地の高いとかというのが大体よその町から比べると高いのです。でもこれ現実的に評価額の問題、固定資産税の問題あってなかなかこれで下げるという作業は極めて私は難しい作

業があるのではないかと私は思っています。それで、私ぜひ今回提案したいのは例えばブロック住宅でも、古い住宅でも町が一般財源出して解体するというやり方はもうやめてもらいたい。私はこれは全部全部とは言いません、ある程度民間に解体付き条件で建物を売るとか。それからその地域にあった地形にあったことを十分緩和して、やっぱり土地を持たせて建物を持たせてそこに若い人方々が少しのお金で改修して住めるような、そういうやっぱり政策というのが私は必要だと思っています。土地を売って何百万入りますと、いうよりも空家にしてですね置くよりもそこに住まわせて、子供の泣き声笑い声お母さん方の会話があった方が、私は江差にとっては大事だと思っています。よその町では現物支給をしています。僕はそれは江差町では、それはしなくてもいいからやっぱり若い人方が分家になって、土地を持って家を建てられるとそういう政策というのは年に何件かあってもいいなあとは考えているのです。これは今環境住宅課で今年1年かけて、色々調査に入るとは思いますけれどもただ土地を売るという作業は皆さんにとっては馴染まない。それは、不動産屋でいい訳ですから。私はできればそこに若い人方住まわせる、そういう政策を出してやる。そういう暖かい、そういうメッセージを、1つ送ってもらいたいと、そういうふうにそういうことを念頭に入れてこれからの財産の処分というものを考えてもらいたい。こういうふうに思いますけれども、もし政策で課長さんが答弁しづらかったら、副町長さん町長さんでもいいですから、私にちょっとその思いをですね伝えてもらいたいと思います、以上です。

(議長)

「環境住宅課長」

(環境住宅課長)

私の方からお答えします。室井議員の話もかなり心に打たれました、心に打たれたものがございます。私共先ほど室井議員もおっしゃったとおり、大きな未使用地については大きな課題でございます。早く取り組めば良かったのでありますけれどもなかなかできなくて、先ほどおっしゃったようにですね。このこれから25年度中のなかでやはり未使用地の有効活用を図るための、洗い出しも含めて先ほど言われたように建物の、解体しないで町で解体しないでいわゆる建物付きでですねあの売却する方法等々含めながらこの1年間かけて進めて参りたいと考えております。どっちにしても先ほどいわれたように指摘されたようにですね、江差土地がなかなかないということもあるものですから。町有地を普通財産を有効に活用していただくと、いわゆる他の町には行かないで、江差町内でその土地の確保をしていただきながら、あの建物を建ててもら

うということも含めて。それも念頭に置きながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

はい、次に「小野寺議員」

(小野寺議員)

5つお聞きします。最初に予算資料から予算資料のナンバーでいうと今室井議員からもちょっとありましたけれども、同じところでしょうか。26番の南が丘旧教職員住宅解体と。これに関連してですが、利用できるものは今あの室井議員の部分で私も同意ですが、ただ全般的にもう壊さなければならないという部分、これはきつこうだと思っております。それで、お聞きしたいのは課長の所管のところでもうどうしようもないと、壊さなければならないという部分についてはそもそもどういうおさえでいるのか、そして計画的にこの解体ということはどう考えているのか。を教えてください。この前の旧技専についても所管違うのかもしれませんが、放っておいていいのかどうかということをもしわかれば、教えてください。

2点目。すぐその下、27番。江差高校入口バス待合所改修、これも関連でこのことではないのですが、待合所ということでお聞きします。前回も何の機会でしたか補正かなにかで聞いたと思うのですが、すべからくその単発でこういうやるということについて、それはそれで地域の必要性でわかります。ただし全般的にじゃあ待合所というのを江差町としてどうおさえるのか、要項などがあってきちっと客観的な判断でやるという。私ないと思うのです。これどう考えているのか、そして前回の補正だったかに言った全般的に必要性についてどう考えているのかについてお聞きしたいと思います、これが2点目。

3点目。交通安全も課長のところでいいのでしたか。それで実はこれ建設課の方、それから教育委員会のところでも同じ内容で聞こうと思っております。今回この一括関連法で道路の江差町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定ということで、改めて町が色々歩道がこうだとかあるのですよ。それで課長のところは建設課サイドはあとで聞きますが、そもそも交通安全上歩道が狭いとか歩道がないとか。これはハードの部分あとで聞きますし、学校の関係は教育委員会で聞こうと思っておりますが交通安全対策の所管としてそもそも江差町の特に、通学路に関してどのような実態を調査してそれに対して交通安全の担当課としてどういう注意というか対策というかとっているか、お聞きしたいと思います。

最後、住宅の町営住宅の関係なのですけれども今回ちょっと一括関連の部分、

条例の関係もありますが、住宅については色々聞きたいところもあるのですが1つだけ。柏団地のことだけでもういいいます。あそこ前にも色々論議したかもしれませんが空家の部分もありましてしかし、一列には住宅に入っているのになかなかその一列の住宅を何らかのかたちで共用配置とかというのができないというのも重々わかりますが。しかしあそこ冬場雪が多かったらもう除雪しても、もう雪の捨て場所がないとか車がどんどん増えていってそもそも駐車場がないとかあれで災害時どうなるのかとか。で例えば適切に今きちっと説明して、住宅の再配置非常に難しいかもしれませんがもしできるのだったらあそこかなり、供用廃止して解体して駐車場ついでいいいますか空地をつくって、防災上も私はできると思うのですけれどもそこら辺の考え、ないかどうかお聞きしたいと思います。

(議長)

「環境住宅課長」

(環境住宅課長)

バス停の関係からお答えいたします。当課でバス停の待合所の管理は、今のところ25ヶ所設置。いわゆるその会社さんも設置した部分も含めてですね25ヶ所でございます。であの先ほども小野寺議員も言っていましたけれども昨年の12月の補正で、越前の方のバス停がかなり老朽化で危ないということで議決いただきまして1月には完成をして設置してございます。それともう1ヶ所その昨日の町長からの行政報告もありましたように中網のバス停がいわゆる前田組さん等々のその寄贈によりまして本当にありがたく設備が整備がされました。私共の方も縷々そのバス停の方の、新しいバス停はいいとしても古いバス停も結構ございます。そういう意味でいくとこの25年度のこのなかにもありますけれども、とりあえず計画的にいかないと一回でやっていくとなると経費的なものもあるし一番その危険というか老朽化が激しいということから徐々に計画的に、バス停の整備をしていくということに心がけておりますので。いずれにしてもその今後も点検をしながら、特に老朽化へのバス停を点検をしながら年次計画を立てながら、要項等ございませんけれども。あの立てながらその整備をして参りたいということで考えておりますのでご理解を願いたいと思います。

教職員の関係からの部分でありますけれども、まあ当課の所管している普通財産も、大きいもの、特に大きいもの旧日明の小学校、それから旧朝日の小学校の跡地、それと学習センター。その大きい3つの課題もございます。それ以外にも旧教職員住宅とかもありますけれども、そういう部分も抱えてございま

して。課題はかなり大きいものがございますけれども、これも今検討はしている最中でありましてけれども具体的に今後、何年後に解体するとかいわゆる経費の面もでございますので。相当やっぱりお金かかるということもあるものですから、これは検討しながら進めていきたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思っております。

交通安全の対策でございますけれども、私共と通学路の中のその歩道いわゆる横断歩道とかそういう部分の部分のことしか言えませんが。交通安全で私共の進めている段階とすると、交通安全対策をすすめていく段階で。それと現在、知っているとおりの専門指導員を使用箇所には例えばその本町の松の湯のところに1名と、それから南が丘の小学校の歩道のところに1人ということで通年実施の上ですね交通指導にあたって頂いております。

またその各主要横断歩道についてはあの手旗等置きながら交通安全対策にも心がけている状況もありますし。それと江差警察署のパトカーによると啓発だとか交通その交通量多い時間帯ですね、朝ですけどもあの江差警察にお願いしながら事故防止をお願いしているところがございます。まあ現状とすればあの我々にできる範囲の中で、交通安全対策に努めているのが実態でございますのでご理解をお願いしたいと思っております。

それからその宅地内特にその柏町の団地の部分でありますけれども、さきほど小野寺議員おっしゃったようにすべて空いているわけではなくて一棟に1人一戸入っていると、いう状況でありまして。これもいわゆる入っている方の意向だとか考え方もありますので、それは今後住み替えいわゆるその23年に作成した長寿命化計画に基づきまして。あの住み替えだとか建て替えだとか、廃止だとかということも盛り込まれています中でこのご本人との関係の中でですね今後進めて参りたいなと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思っております。

(議長)

「小野寺議員」

(小野寺議員)

まず順番からいったらバス停からいきますか。バス停、あの既存の部分はわかりました。わかりましたが、私前に言ったのは既存の部分も含めて、含めて今まで色々な事情で作ったところともう5年も10年も色々時代が変わり、人口構成も変わり商店街構成も変わり。やっぱりあそこには待合所が必要だろうというところ課長ありますよね。それも含めて、やはり総合的にこの待合所をやるのであれば私片手落ちだと思うのです。そこを今どのように考えているか今の答えではなかったと思っておりますのでお聞きしたい。

それから、解体についてあの旧技専あれは観光、商工ですね、いずれにしても町有財産という観点で商工といえば商工で仕方ないのですが、じゃあさっき言った残っている部分も含めて、前回旧技専のあの屋根。私もすぐ見に行きました。前回そんなに古くもないであろう町職員住宅の壁が崩れたとか、この5年10年みたらもう色々なことがありました。そして結果的には町での賠償したと、弁償したという部分もありますが。じゃあ今課長おっしゃった課題として残っているところについて、今日はすぐ解体できないにしても安全対策。あの防波堤じゃないけれども本当に思わぬ防風で、あれ本当に屋根飛んで人のところに落ちたらどうなのかとヒヤヒヤ、もうびっくりします、この何ヶ月間か。で、その対策がどうなのか。ちょっとお聞きしたい。

それから交通安全対策は結果的には横断歩道です。子供達は別に横断歩道だけではないです、そして最近特にあるのが思わぬところでその狭い子供達が通学のところで車が突っ込んでしまったとか。もう絶対そういうこと起きては困るのですけれども、特にさっき言った道路が狭いとかいうのはあの交通安全対策からいっても、もっと打てる手はないのかなと、江差小学校校下だったら私ほんとヒヤヒヤするとき年にありますね。でその点もう1回お聞きしたいと思います。まあ以上。

(議長)

「環境住宅課長」

(環境住宅課長)

バス停の関係でございますけれども、私も答弁漏れというかあのお話したかったのでありますけれども。いわゆるその去年の12月の定例会でも、議員の方からご指摘がありましたけれどもその設置していない新規の場所です。それもまあと思います。いずれにしてもその設置場所の関係もございまして、それもまあ去年にいわれましたまだ調べた分ありますけれども。それと同時にその色々なその計画の部分あります、総括包括しながらあの今年っていうのはまず無理なものですから、今後いつできるか別にしましても。その計画を作りながら、あの自分の足のバスをですね、バスのその乗るための雨降ったりそういう風だとかそういう部分に対しては進めて参りたいなと思っております。

あと交通安全対策でありますけれども、あの先程指摘されているように道路幅が狭いっていうこと。当然私共も認識してございます。そのなかで路幅を確保まず無理な状況でありますので、例えばその運転手の方にスピードを出すとか。30キロいわゆる落とさないとかいうそういう標識看板とかまあ警察の方とも協議しながら、設置したいなということは考えておりましたのでご理

解お願いしたいと思います。

町有財産。特に大きいその関係でありますけれど、いずれにしてもその本当に心配な部分がございます。しかしながらそのそういううちの方も直接点検しながら、いわゆる屋根がこう落ちたとかいわゆるその剥げてきたとかそういう部分に対しては応急処置とかいう部分であとはその周りに、あのロープ張るとか入るなという表示するとかいう状況が今で全然作っている状況なのです。それ直すとなるととんでもない状況になりますので今のところそういう点検をしながら、屋根が飛ばないとか壁が飛ばないとか落ちないとかそういう状況を考えながら、点検しながら進めているのが実態でございます。以上でございます。

(議長)

いいですね。はい、次「薄木議員」

(薄木議員)

110番の南部桧山衛生処理組合補助金負担金、課長が答弁できなければ副町長でもいいです。例えばあの火葬業務の委託あります。これは課長にいつでも大変申し訳ないけれども大変仕事が雑で、来たお客さんから大変不評を買っております。これはやはり、ただ委託だけさせるのではなくてやはりそれなりの金額でない何かの条件を付帯して付けなければ、江差の火葬業務は大変恥ずかしいです。これは江差町だけでなく、今回も札幌から来た人からも言われました。こういうような業務でさせていいのかと、これから亡くなる人の弔いにしては全く恥ずかしいと。ですからそういうこと条件なりを、整えたものを今年を出していただきたい。

それともう1つ、処理組合の職員の件です。これは搬入した方と私の知っている限り2回喧嘩しております。これは江差町から出向している職員です。小野寺さんもされたそうです。このような職員を使っているのかと。これはあそこは江差町だけではないです。5町の問題だからその辺の最高責任者である方の答弁をいただきたいと。

(議長)

「副町長」

(副町長)

あの火葬の扱いが雑だという話、大変申し訳ありません。私今回はじめてそういう評判だということを知りました。かなり火葬の火葬場の外壁だとかそういうことについても去年一昨年あたりに2ヵ年にあたって、そういうご遺族の

方の心象を悪くしないようにということで改修なんかもしておりましたので。そういう問題が発生しているというふうには認識をしてございませんでした。

それから職員の対応についてもそういう苦情は聞きます。場長を呼んで、何回かそういう協議をしながら職員対応の職員のこう訓示といたしましょうか。そういうこともしながら、私も加わって職員会議を開いたこともございます。まあいずれにしてもそういう現状にあるという万全ではないというふうには、伺ってはおりました、おりましたので今の火葬場のその取り扱いなども含めまして、ただちに場長を呼んでその辺の対策を協議をさせていただきたいというふうに思います。

(議長)

いいですね、はい「薄木議員」

(薄木議員)

あの別にね難しくいうわけじゃないのだけど、入札をするために株を下げるだけじゃだめなのです。その辺のことを配慮しなければ、やはり江差町・厚沢部町・今のところ乙部町の業者にあの入札をかけていますけれど、やはりそういう技術的なものを学んでいるどこかからも1回いれて、見てもらわなかったらだめなのですよ。はっきりいってこの業者では他行って研究してきている人は1人もいません。だからそのようなことも学ばせる手立ても考えなければならないってことなのです。

それから処理組合の職員のことには、今副町長は聞いてなかったのでしょ？ そのような実態があることを。だからそれも早急にあの場長呼んで、いち早い対応をさせなければだめです。以上です。

(議長)

いいですか、答弁。はい「副町長」

(薄木議員)

火葬業務のことだけ、俺質問しているのだよ。

(副町長)

はい、そのことも含めてただちに場長を呼んで対策を協議したいというふうに思います。

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

(他に) 質疑希望ありませんので、環境住宅課所管の予算及び関連議案についての質疑を終わります。

おはかりします。本日の会議は、これで延会にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、

本日は、これで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会いたします。

大変ごくろうさまでございませう。

延会 :